

公益社団法人宮城県獣医師会特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「法人」という）の特定費用準備資金等の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

(1) 特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

(2) 資産取得資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

(3) 特定費用準備資金等

上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は取崩しが必要な理由を付し

て理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 資産取得資金

(資産取得資金の保有)

第7条 この法人は、資産取得資金を保有することができる。

(資産取得資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の資産取得資金を保有しようとするときは、会長は資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(資産取得資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の資産取得資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の資産取得資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 積立金

(特定費用準備資金等の積立と限度額)

第10条 特定費用準備資金等の積立方法及び限度額は、別表のとおりとする。

第5章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第11条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠に関する書類を、資産取得資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠に関する書類を、定款第39条第2項に基づき事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第12条 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条に基づき、経理処理を行う。

2 資産取得資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第13条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2 別に定める特定費用準備資金等取扱要領についても改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年12月8日より施行する（令和4年12月8日理事会議決）。

別表

	特定費用準備資金	資産取得資金
特定資産名称	大会学会開催費積立資産	会館改築費積立資産
積立方法	一般正味財産から必要額を繰り入れる。	一般正味財産から必要額を繰り入れる。
積立限度額	550万円	4,000万円